

## 平成30年第2回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成30年2月9日(金) 午後1時30分

2 閉会 平成30年2月9日(金) 午後2時53分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)	2番 小原 弘
4番 林 眞理	5番 河田 直樹
6番 高杉 通夫	7番 佐野 年昭
8番 能登谷 和正	9番 高田 稔
10番 定井 正雄(会長)	11番 梶谷 範雄
12番 野瀬 秀子	13番 横田 幸則
14番 高谷 均(農政担当)	15番 本行 逸

欠席 1名

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

5 出席を求めた農地利用最適化推進委員

9人

犬飼 正己	難波 末雄	宮崎 昭雄	山上 勲	浅野 信之
小西 安彦	小橋 武史	植田 忠晴	若林 勤	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前田 英子 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝

7 議事録署名委員

5番委員 6番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第4号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第5号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更等について

議案第8号 総社市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第5号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第6号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(次長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、寒い中ご苦労様です。

体調はいかがでしょう。

寒さが続いておりますが、私が住んでいる所は今朝はマイナス6度でありました。また、一昨日はマイナス7度でありました。こうしたなかで、白菜などの作物を取られるという話を聞いたりします。作物の生育状況も人参を9月に植えて2月になりますが、4ヶ月経過しても生育をしていないので野菜が高騰するのも当然かなと思います。皆さんも承知のとおり、全国的な雪の被害が拡大しています。そのようななか、総社市は非常に住みやすい所だと思います。皆様方には体調管理をしていただきたいと思います。

昨日、吉備路支部のネットワーク会議がありました。岡山県備中県民局からの数字であります。岡山県の農業就業人口は、平成17年から平成27年の10年間で、約4割減少し4万8千469人、平均年齢も3.8歳上昇し70歳ということになります。2015年の農林業センサスです。今から2年前の数字ですから、現在は72歳、3歳ということになるろうかと思えます。それと高齢化が一層進んでおり、農地中間管理事業による担い手への農地の貸付面積が約940ヘクタール、これは平成28年度末となっております。今後、高齢農家のリタイヤが進み離農、規模縮小することが急増することが予測されていることから、農地の新たな受け手となる担い手の確保と農地の集積、集約等による担い手の育成が急務となっております。農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の推進により、農地の集積、集約化を図り収益力のある力強い大規模経営体の育成を図ることが重要となっているというのを聞きました。

総社市においても一層の高齢化が進んでおります。また、それぞれの地域を見ても農業従事者の減少、高齢化などを目の辺りにすると思えます。農地を大切にやっていかなければならない。農地というものは誰でもが作ってくれる。あるいは、作物の作りやすい農地にしておかなければならない。誰でも耕作してもらえないということになったら、耕作放棄地になってしまうので、皆さん方もしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、ただ今より平成30年第2回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、欠席1人です。欠席者は3番委員であります。農地利用最適化推進委員は9人出席していただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

### **【日程第1 議事録署名委員の指名】**

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、5番委員、6番委員を指名いたします。

### **【日程第2 会期の決定】**

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

### **【日程第3 付議事件】**

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

付議事件の審議について、次のように進めさせていただきます。

議案第4号から議案第7号、報告第4号から報告第6号を農地担当で最初に審議し、その後、私の方で、議案第8号を審議するようにいたします。

なお、農地担当の秋山委員が総会を欠席されております。

よって、鎌田会長代理に付議事件の進行をお願いいたします。

### **【議案第4号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(会長代理)

皆様、ご苦勞様です。

農地担当委員が欠席ということで、代わりに進行をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第4号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第4号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

### **【受付番号48番】**

(会長代理)

それでは、48番、清音軽部の件につきまして地元委員の説明をお願いします。

(7番委員)

この土地につきましては、受け人の自宅の裏側にある農地であります。許可申請の内容、調査項目等全てにおいて、問題ありませんのでよろしくお願いをいたします。

(会長代理)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、48番は許可されました。

**【受付番号49番】**

(会長代理)

続きまして、49番、上林の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

申請地は、●●●南側入口付近の畑になります。

桃の栽培を行っています。

渡し人と受け人は親子であります。今回の受け人が、ずっと桃栽培を行っていました。所有権が変わっても受け人の栽培に変わりありません。家族間で話し合った結果、所有権を移転することになったものです。名義が変わることだけで利用形態等変わらないことから、問題ないかと思われま

す。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(会長代理)

地元の推進委員であります犬飼委員、何かありましたらお願いいたします。

(犬飼委員)

6番委員のとおりで、特に問題ありません。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

49番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、49番は許可されました。

**【受付番号50番、51番】**

(会長代理)

続きまして、50番の清音三因に入ります。

この件につきましては、4ページ51番と受け人が同一でありますので一括審議といたします。

本来ならば、今回、初めて農地の権利等を取得する者であることから、総会での聞き取りをすることとなるのですが、地元農業委員、農地利用最適化推進委員が実家の農業を中心となって手伝っていることを確認しております。よって、総会に呼ばなくてもよいとのことから、本総会へは呼び出しをしていません。

それでは、地元委員の説明をお願いします。

(2番委員)

50番の件について説明をさせていただきます。

受け人の父親が亡くなられており、今回の渡し人は、受け人の祖父になります。51番の件につきましては、父親が亡くなられた時に、相続でこの方の名義になったものであります。貸し手と借り手の関係は親子になります。

今回の受け人は、独立をして現在、●●へ住んでおりますが、農業は受け人が主となって行っていますので、何ら問題ないと思います。

(会長代理)

地元の推進委員であります若林委員、何かありましたらお願いをいたします。

(若林委員)

2番委員の言われたとおり、受け人が中心となって農業をされています。

問題ないと思います。

(会長代理)

それでは、50番、51番の件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

50番、51番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、50番、51番は許可されました。

**【受付番号52番】**

(会長代理)

次に、52番、刑部の件についてであります。この案件は、本日、欠席されている3番委員の担当でありますので、事務局から説明をお願いします。

(主査)

52番の件につきましては、問題なしという回答をいただいています。

(会長代理)

地元推進委員の山上委員、説明をお願いいたします。

(山上委員)

受け人の調査を1月31日にいたしました。

受け人は立派な農舎もあり、コンバイン、トラクター、田植え機等の農業機械は殆どそろっています。

農地を取得することについて、特に問題ありません。

以上であります。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

52番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、52番は許可されました。

#### 【受付番号53番】

(会長代理)

次に、53番、福井の件についてであります。この件につきましても、本日、欠席しています3番委員の担当になりますので、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

この件につきましても、問題なしという報告をいただいています。

(会長代理)

地元推進委員の山上委員、説明をお願いします。

(山上委員)

受け人は、農業にとっても熱心であります。今回の申請地は、受け人の家のすぐ裏になります。長



い間、小作をされていた土地であります。この度、受け人が自ら購入するというので、問題はありません。

以上です。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

53番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、53番は許可されました。

#### 【受付番号54番】

(会長代理)

続きまして、54番、八代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員)

申請は2筆あります。

●●●番●は田でありまして、渡し人が現に耕作をされていました。

●●●番●につきましては、地目が畑になっていますが、現在までのところ少し荒れた状態であり耕作はされていない状態であります。

受け人と渡し人は、義理の兄弟になります。現在の所有者は、今回の受け人の●●●●さんの父親から、2筆とも譲り受けたものであります。この度、その息子である受け人の方が、耕作をするということから、渡し人がこれに応じたということでありまして、●●●番●の田については、今まで耕作をされていまして、畑は山掛かった所にありますので、何も耕作されていなかったのかなと思います。

受け人ではありますが、現に父親名義の田が7反ぐらい、畑も10アールぐらいあります。これをすべて耕作しております。農機具等も揃えている状況であります。本人も耕作する予定であることから、譲り受けることにつきまして問題はないように思います。

以上であります。

(会長代理)

ありがとうございます。

担当地区の推進委員であります、小西委員から何かありましたらお願いいたします。

(小西委員)

8番委員のとおりであります。

付加することはありません。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、54番は許可されました。

#### 【受付番号55番】

(会長代理)

次に、55番、見延の件につきまして、地元委員の説明をお願いします。

(15番委員)

この件につきまして、今まで対象農地を他の部落の人が耕作していましたが、今後、作付けが困難になったことから、譲り渡すものであります。現地は、南側に受け人の畑があり、野菜を作付けしていることから、何ら問題ないものと思われまます。

よろしくお願いをいたします。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、55番は許可されました。  
以上で、議案第4号の審議は終了いたしました。

### 【議案第5号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(会長代理)

続きまして、議案第5号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

地元委員の説明時には、隣地に関する意見を詳しくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第5号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

### 【受付番号12番】

(会長代理)

12番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

2月5日に15番委員、会長、会長代理、推進委員の植田委員、黒瀬委員とで現地調査を行いました。

12番の件は、東側はビニールハウスが設置されておりますが、耕作はされておられません。西側は大きな木、笹が生えた不作地になっております。南側も笹が繁った不作地、北側も同じような状態でありました。申請地は高台にありますが、周囲はすべて笹及び木が生えた不作地であります。申請地につきましては、笹を刈った状態であります。転用した場合でも周辺農地への影響はないものと考えます。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、1月13日に私と浅野推進委員とで調査をいたしました。内容につきましては、現地調査の報告のとおりであります。東側には、申請人の使用していないハウスがあります。西、北、南は1.5から2メートルの笹が生えております。用水については、その上流に●●池があります。この申請地から下は耕作をされていません。現在、使用はされていません。排水に

つきましては、現状のまま畑に設置しますので問題ないと思います。日照、通風につきましては、申請地周辺は笹が繁っておりことから支障はないものと思われます。土砂の流出等につきましては、周囲は笹が生えている状況からして、問題ないと思います。

総合判断として、隣地等の承諾もいただいております。それと周囲の状況からいたしまして、問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。

(会長代理)

地元推進委員の浅野委員から何かありましたら、願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員のとおり、何ら問題はありません。

よろしく願いをいたします。

(会長代理)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

それでは、12番の件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、12番は許可されました。

**【受付番号13番】**

(会長代理)

次に13番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

現地調査の報告をいたします。

東側は市道であります。西側は畑になっておりましてミカンが植えてありました。南側につきましては、一段下がった状態での畑であり耕作はされておられません。北側につきましては、お寺に続く道があります。転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われま

す。

(会長代理)

地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

申請地は長年耕作をされていない所であります。廃品置場とされていた事実があります。最近、廃品も片付けられて、今回の申請が提出されたものであります。今回の発電設備の性質上、反射光などの弊害が起きている所もあります。近隣に民家もありますので、事前説明をきちんとしていただければ問題ないと思います。

よろしくをお願いいたします。

(会長代理)

地元推進委員の犬飼委員、何かありましたらお願いいたします。

(犬飼委員)

6番委員のとおりで問題ないと思います。

よろしくをお願いいたします。

(会長代理)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

近隣住民地への説明の件であります。申請人へ確認をしまして、周辺住民の方へ説明をして理解していただいているとのことでありました。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

それでは、12番の件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(2番委員)

この申請人は●●市なんですね。

総社市へ住んでいないので、近隣住民への話は出来ているとのことですが、草刈り等の管理については念をさせていただかないと近隣住民が苦勞されるのではないかと感じるんですが。

(主査)

被害防除によりますと、防草シートを設置し、雨水排水についてはパイプを接続し流れを確保す

るようになっていきます。

申請書どおりになっていなければ指導等をするようになります。

(4番委員)

何キロワットなんですか。

(主査)

56.7キロワットになります。

(4番委員)

パネルの枚数がかかなりの枚数になると思うのですが、雨が強烈に降ったときの排水計画はどのようになっていますか。

(主査)

集水桝を設置し、100ミリのパイプを接続する計画になっています。

(4番委員)

パネルからの雨水はどのようになりますか。

(主査)

自然勾配で漂流水を集水桝まで集める計画であり、殆どが地下浸透になるかと思えます。コンクリートを打設するようにはなっていません。

(4番委員)

土を新たに盛るような計画で、そこにパネルを設置するのではないんですか。

(主査)

既に地が上がっている所があります。

(4番委員)

土を盛るのではないんですか。

(14番委員)

そこは、すでに畑であります。

そのままの状態パネルを設置するようなことになります。

造成をすとかではありません。

現地を見た範囲では、そのまま利用するというのであります。

(4番委員)

分かりました。

(会長代理)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、13番は許可されました。

以上で、議案第5号の審議は終了いたしました。

### **【議案第6号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(会長代理)

続きまして、議案第6号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

地元委員の説明時には、隣地に関する意見を詳しくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第6号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

### **【受付番号67番】**

(会長代理)

それでは、67番、秦の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地の東側は、市道に面しています。西、南は畑になっています。北側につきましては、倉庫が建っています。申請地は、現在、耕作をされておりました。ここに住宅が建ったとしても周辺農地への影響はないと考えられます。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員)

現況につきましては、現地調査の報告のとおりであります。雨水につきましては転用する敷地内に柵を設置し放流する計画であります。生活排水については、合併浄化槽で処理後、水路への放流計画であります。日照、通風につきましても西側、南側の畑について問題ないと思います。土砂の流出等については、ブロックを設置することで問題ないと思います。総合判断として、隣接する農地等に関して問題ないと思われしますので、よろしく願いをいたします。

(会長代理)

地元推進委員であります小橋委員、何かありましたらお願いをいたします。

(小橋委員)

12番委員の説明のとおりであります。

(会長代理)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、特定土地改良事業等の施行の区域内にある農地であることで、第1種農地と判断しております。例外許可規定といたしまして、集落接続して設置される施設に該当いたします。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

67番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、67番は許可されました。

#### 【受付番号68番】

(会長代理)

続きまして、68番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。



(14番委員)

申請地の東側につきましては、宅地になっていますが建物は建っていません。西側は市道になっています。市道西側に水路があります。南側は耕作がされている畑であります。北側は家が建っています。今回、農地転用した場合の周辺農地への影響はないものと考えられます。

以上です。

(会長代理)

それでは、14番委員、地元委員としての説明をお願いいたします。

(14番委員)

添付の図面を見ていただければと思います。

今回の申請地は、●●●番●であります。その隣に●●●番●の宅地があります。その隣に●●●番●の原野があります。●●●番●と●●●番●は渡し人の名義であります。その隣の●●●番●，その隣の●●●番●がありますが、これが受け人の名義の土地であります。●●●番●に入る道がないので、今回の申請になったものであります。ここに道路を設置しようということで、●●●番●の今回の申請になっております。●●●番●と●●●番●を交換をして、●●●番●，●●●番●が、今回の申請人の物にして、これを道路にして畑に行けるようなことにしたいということになります。

道路を設置するにあたりましては、アスファルトにするということでありまして、排水につきましては、西側道路との境に柵を設置して、そこから道路西側にある水路へ雨水を流す計画であります。周辺の農地については、ブロックを設置して土砂の流出がないように対応するということでもありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(会長代理)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

68番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、68番は許可されました。

#### 【受付番号70番】

(会長代理)

続きまして、70番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地の東側につきましては、受け人の施設になっています。西側は市道、南側は受け人の施設になっています。北側につきましては、道路拡張予定の田であります。転用した場合の周辺農地への影響ではありますが、ないものと思われま。

以上であります。

(会長代理)

地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請地は、隣接する事業者、●●●●●●●●の敷地の一部が道路の拡張工事により買収されたことにより、その代替地としての申請であります。

申請地は、現地調査でも説明がありましたように、周囲は道路、施設に囲まれておりまして、他の農地との接続はありません。被害防除計画についても適切に計画されていると思います。このことから、周辺農地への影響を与えることはないと思います。

よろしく願いをいたします。

(会長代理)

それでは、この地区担当の推進委員であります、宮崎委員から何かありましたら説明をお願いいたします。

(宮崎委員)

4番委員のとおりであります。

(会長代理)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しています。例外許可規定といたしまして、既存施設の拡張と判断いたし

ております。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

70番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、70番は許可されました。

#### 【受付番号73番】

(会長代理)

続きまして、73番、長良の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地は、●●●●●●●●沿いの場所です。東側は倉庫、駐車場です。西側は耕作をされている畑、南側は耕作をしていない畑、北側は●●です。転用した場合の周辺農地への影響はないものと考えられます。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

添付の地図を見ていただければと思います。東側は以前に●●●●●●●●があった跡地で、現在は地主に戻っていますが、地主がまた別の方へ貸付を行っています。西側につきましては、野菜を作られている畑があります。南側は耕作されていない畑です。北側は●●です。用水につきましては、全体が畑ですので問題ないと思います。転用地からの排水につきましては、合併浄化槽で処理してからの排水ですので問題ないと思います。日照、通風につきまし

でも問題ないと思います。予定建築物も高さ8メートル程度で、北側は道路であることから問題ないと思います。土砂の流出等につきましては、コンクリートブロックを設置するということで、問題ないと思います。総合判断といたしましては問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長代理)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

73番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、73番は許可されました。

#### 【受付番号74番】

(会長代理)

続きまして、74番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地の東側、南側につきましては田が続いています。西側は宅地、北側は市道であります。申請地と市道の間に60センチぐらいの市街化区域の農地があります。この申請地につきましては、一連の宅地からの続きになります。南側、東側につきましては田が続いております。転用した場合の周辺農地への影響はないものと考えられます。

以上であります。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員)

現況に関しましては、説明のあったとおりであります。

北側の一部に市街化区域が一部ありますが、その部分も含めて説明をさせていただきます。

用水については問題ありません。生活排水等につきましては、公共下水道に接続する計画になっています。雨水排水につきましては枳を設置し、その後用水路へ排水する計画になっています。日照については問題ないと思います。土砂の流出に関しては、外周にコンクリートブロックを設置することから、土砂等の流出についても問題ありません。

これらのことから、総合判断といたしましては農地転用をしても周辺農地への影響はないものと思われまます。

(会長代理)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

市街化区域の土地と併せての申請であります。農地法第5条の届出もされております。

農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2つ以上の医療施設がある農地ということで、第3種農地と判断しております。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

74番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、74番は許可されました。

【受付番号75番】

(会長代理)

続きまして、75番、八代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

75番につきましては、墓地の申請であります。

申請地の南側が道路、東、西、北につきましては、畑になっております。申請地は草刈がされております。転用した場合の周辺農地への影響はないものと考えられますので、よろしく願いをいたします。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

地図を見ていただければと思います。

先ほど報告のありましたように、南側には道路、3メートルから4メートルの道路、現況に关しましては、説明のあったとおりであります。先ほど3条許可が出ておりました●●●番●であります。●●●番●から●●●番●、●●●番●の地番を付けたという状態であります。計画によりますと、●●●番●にお墓を建立し、●●●番●については拝み場として利用するものであります。結果的には墓地ということになろうかと思えます。渡し人ではありますが、3条でもありましたとおり、受け人から●●●番●を含めた全体を譲り受けていたものであります。受け人の墓地は、この周辺は山がすぐ近くまであります。その山の上に墓地があるということで、お墓参りをするにあたり急な道であることから、お墓参りがしにくいということから、今回の申請になったものであります。

周辺は、すべて畑でありまして、周囲に用水路もありません。調査したところ雨水を利用して畑を耕作している所であります。従って農地としての排水路もありません。日照につきましても墓地ということで影響はないものと思われまゝ。土砂の流出等ではありますが、東に向って低くなっています。計画では●●●番●、●●●番●そのものも道路に向って低くなった傾斜であります。最終的に平らにすれば、道路側、東側畑との段差がつきますので、これについてはL字型のコンクリート擁壁又はコンクリートで周囲を囲むということで、土砂の流出等はないものと思われまゝ。よって、用水、排水、土砂の流出等について問題ないと思われまゝので、よろしく願いをいたします。

(会長代理)

推進委員の小西委員から何かありましたら、お願いをいたします。

(小西委員)

8番委員のとおりであります。

(会長代理)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

75番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、75番は許可されました。

#### 【受付番号71番】

(会長代理)

続きまして、71番、美袋の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地の東側につきましては、耕作されている田であります。西側は幅が50センチ程度の道が繋がっています。その西側は耕作されている田であります。南側につきましては水路、北側は市道であります。申請地につきましては、耕作されております。周辺はすべて農地であります。農地転用したとしても影響はないと考えられます。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員)

この件につきましては、●●●が谷川の改修工事ということで、期限も定められておりますし、●●●の仕事ということで、地元といたしましては支障ないと思います。

(会長代理)

地元推進委員の植田委員，何かありましたらお願いをいたします。

(植田委員)

現地調査の報告及び10番委員の報告のとおりであります。

(会長代理)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが，農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により総社市が定める農業振興地域整備計画において，農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで農用地になります。例外許可規定ですが，仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって，農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものに該当すると思われます。なお，転用期間は，平成30年2月15日から平成30年5月31日までとなっております。

(会長代理)

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして，農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで，諮問はいたしません。

それでは，採決いたします。

71番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め，71番は許可されました。

#### 【受付番号69番】

(会長代理)

続きまして，69番，井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)



申請地の東側につきましては、市道になっております。西側は宅地、南側につきましては水路があつて宅地、北側につきましては、市道がありその北側は畑になっています。申請地は野菜が植えられています。農地転用した場合の周辺の農地への影響はないものと考えられます。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員が3番委員になりますので、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

3番委員から問題ないという報告をいただいております。

(会長代理)

地元推進委員の難波委員、説明をお願いいたします。

(難波委員)

受け人は現在、●●市に住んでいます。両親が元気なうちに地元に戻って、実家の農家を手伝いたいとのことであります。

現地は、宅地化が進んでいること、予定建築物は高さ8メートル程度、生活排水は公共下水道へ接続するようになっています。また、日照、通風等も影響ありません。このようなことから、周辺農地への影響はないものと思われまふ。

よろしくお願ひいたします。

(会長代理)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2つ以上の医療施設がある農地ということで、第3種農地と判断しております。

(会長代理)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

69番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、69番は許可されました。

【受付番号72番】

(会長代理)

続きまして、72番、楨谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地の東側及び北側につきましては、宅地であります。西側につきましては田、南側は市道であります。申請地は現在、野菜が植えてあります。農地転用した場合の周辺の農地への影響はないものと考えられます。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

現在、別棟に住んでいます。子供が大きくなり部屋も手狭になったことから、住宅を建てるものがあります。現状につきましては、14番委員の報告のとおりであります。用水については使用していません。住宅からの生活排水は浄化槽で処理する計画になっています。日照、通風につきましては、西側が農地、南側が道路であります。土砂の流出等の恐れはないと思われれます。北側が宅地、周りが自分の農地であることから、問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。

(会長代理)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

72番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、72番は許可されました。

以上で、議案第6号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第7号 農業振興地域整備計画の変更等について】**

(会長代理)

次に議案第7号、農業振興地域整備計画の変更等について議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

#### **【議案第7号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】**

平成29年下期分の農業振興地域の除外について、総社市から農業委員会に対しまして意見を求められております。

今回は、総社地区が5件、山手地区が3件、清音地区が1件であります。内容につきましては、お手元の議案をご覧くださいと思います。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造政策の推進上必要な施策が適切に行われるよう意見を聴くものとなっております。また、同施行規則第4条の4第1項第27号イの規定により、地域の農業の振興に関する計画に係る農用地等以外に供される土地についても意見を求められています。具体的には、岡山南部灌漑排水事業の受益地となっている農地で、今回は、総社4番、5番、清音1番が該当になります。これらにつきましては、区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から、支障の有無について農業委員会として意見を述べるものであります。なお、農地転用の許可見込みにつきまして、総社市から意見を求められましたが、全て許可見込みがありという回答をしております。

詳細につきましては、別冊でお配りしています「平成29年下期分農業振興地域の除外申出地」をご覧ください。

(会長代理)

委員の方は、内容を確認していただき、意見等あればお願いいたします。

1月に運営委員会の委員が、9件の現地調査を行いました。

農業委員会としましては、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整等については、影響ないと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長代理)

意見がないようでしたら、お諮りしたいと思います。

議案第7号、農業振興地域整備計画の変更等については、農業委員会としては問題ないということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

ありがとうございました。

次に、報告事項に入ります。

#### **【報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】**

(会長代理)

報告第4号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第4号 報告書について朗読】

#### **【報告第5号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(会長代理)

次に、報告第5号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第5号 報告書について朗読】

#### **【報告第6号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(会長代理)

次に、報告第6号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第6号 報告書について朗読】

### 【報告事項】

(会長代理)

26ページ以降は、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

### 【議案第8号 総社市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針について】

(会長)

冒頭、申し上げていましたとおり、議案第8号については、私が進行をさせていただきます。

議案第8号、総社市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針について議題といたします。なお、総社市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、1月の総会で農地利用最適化推進委員から意見を聴いて策定をしています。

この指針で決定させていただければと思います。

(委員)

はい。

(会長)

それでは、お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第7条の規定により、総社市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を議案のとおり定めることとしてよろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号、総社市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、議案のとおり決定をいたしました。

以上で、日程第3、付議事件を終了いたします。

#### **【日程第4 その他】**

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

委員の方から、何かありますか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

**【現地調査日時等について報告】**

**【総会日時等について報告】**

(会長)

それでは、会長代理から閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

不慣れな進行につきまして、皆様にご迷惑をお掛けいたしました。

まだまだ、寒い日が続きます。

風邪などひかないよう健康に留意していただければと思います。

本日は、どうもご苦勞様でした。

**閉会 午後2時53分**